

電磁的記録を正本とする場合における取扱いに関する要綱

令和6年3月29日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局文書取扱規程（平成21年水道事業管理規程第16号。以下「規程」という。）第13条第1項後段の規定に基づき、電磁的記録を正本とする場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の作成方法)

第2条 規程第13条第1項後段に規定する上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める方法とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) スキャナ等により、読み取り等を行うこと。
- (2) 書面で取得した文書と同程度の見読性を維持するため、解像度は、300 dpi以上又はこれと同等以上の見読性を有する解像度とすること。
- (3) 多色刷りの文書は、色付けの意味、見読性を勘案し、原則としてフルカラーで読み取り等を行うこと。ただし、多色での保存の必要性が乏しい場合は、白黒又はグレースケールで読み取り等を行うことも可能とする。
- (4) ファイル形式は、PDF又はJPEGとすること。

(電磁的記録を正本としない文書)

第3条 規程第13条第1項後段に規定する管理者が別に定めるものとは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法令等の定めにより書面での保存が義務付けられている文書
- (2) 歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。）の資料及び記録としての価値を維持する上で不可欠である文書
- (3) 電磁的記録を作成することによって業務が複雑化又は非効率化する文書
- (4) 法令等による義務付けに基づき押印又は自署が行われている文書
- (5) 文書の成立の真正を証明する手段として押印又は自署が行われている文書のうち、書面による管理が適当であるもの

(6) 現に係属している行政不服審査及び訴訟に関する文書（行政不服審査及び訴訟になる蓋然性が高いものも含む。）

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。